マネジメントリポート

2006 年 5 月

今回のテーマ：　定期同額給与・事前届出確定給与の注意点

平成 18 年度税制改正により、「定期同額給与」の定義が法令上明確に規定され、新たに「事前確定届出給与」制度が導入されました。

1　今回の改正内容

定期同額給与	支給期間が 1 月以下の一定期間ごとであり、かつ、各支給時期における支給額が同額である給与をいいます。事業年度開始日から 3 ヶ月以内の金額改定で、改定前後で金額を一定に保っている場合等のみ、支給額の改定が可能です。
事前確定届出給与	定期同額給与以外に、所定の時期（たとえば 6 月と 12 月）に確定額を支給する給与で、その確定額など一定事項を税務署へ事前届出するものをいいます。事前届出の期限は「職務執行開始日」と「事業年度開始日から 3 ヶ月以内」のいずれか早い日です。 6 月決算法人で 9 月の株主総会で役員選任・就任する場合、株主総会日以前に事前届出を行う必要があります。

2　**注意を要する具体的事例**

下記の事例のように、改正前は損金算入できた役員給与が、改正後は損金算入できなくなっているか、事前届出が必要になっていますので、ご注意ください。

事　　例	損金算入の可否・理由
株主総会決議後、期首に遡って給与増額分を一括支給した場合	3 月決算法人が 6 月株主総会において、給与総額増額にともない、4、5 月分を一括支給した場合、改正前は損金算入とされていましたが、改正後は、定期同額給与規定に反するため、損金不算入となります。
事業年度開始の日から 3 ヶ月を越えて役員給与の増減・減額改定を行った場合	増額の場合、定期同額給与との超過部分だけでなく、給与額全額が損金不算入となる恐れがあります。一定の事情による減額は、定期同額給与でも例外的に認められます。
届出た金額より多く、または少なく支給した場合	支給金額すべてが損金不算入となります。
非常勤役員に対して年払い・半年払いの役員給与を支給した場合	改正前は損金算入されていましたが、改正後は損金算入するには事前届出が必要です。事前届出がない場合は損金不算入となります。

3　**適用時期**

平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されます。

お見逃しなく！

事前届出の内容には、支給対象者の氏名・役職だけでなく「事前届出給与以外の定期同額給与額」「他の役員の給与支給額」「直前会計期間の給与支給額」など、役員給与に関するほとんどの情報を事前届出する必要があります（法人税法施行規則 22 条の 3）。

事前届出の記載事項が多数にわたり、一部でも変更が生じた場合にはあらためて届出が必要となります。

＊情報提供：太陽ＡＳＧグループ（グラント・ソントン 加盟事務所）ＡＳＧマネジメント